

令和2年 第12回香芝市教育委員会会議（9月定例）会議録

日時 令和2年9月29日(火)
午前10時00分より
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 村中 義男
委員(教育長職務代理者) 田中 貴治
委員 三岡 正美
委員 關野 英明
委員 山田 綾子

〔欠席者〕

なし

〔事務局〕

教育部長 福森 るり
教育部次長 澤 和七
教育総務課長 隈崎 倫夫
学校教育課長 廣見 敦志
こども課長 上平 直美
生涯学習課長、青少年センター所長兼任 山下 隆次
市民図書館長 大橋 典子

〔書記〕

教育総務課主幹 松田 陽介

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 おはようございます。教育委員会会議(9月定例)を招集させていただきましたところ、委員各位におかれましては何かとお忙しいところでございますけれども、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、2案件を上程させていただいております。慎重審議の上、原案承認賜りますようお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより令和2年第12回香芝市教育委員会会議(9月定例)を開会いたします。

委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにして下さい。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により写真録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、田中委員と山田委員をお願いいたします。

日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私のほうから報告をさせていただきます。令和2年8月27日から本日9月29日までの私の動静につきまして申し上げます。

まず8月28日は新型コロナウイルス対策本部会議が開催されました。現況の感染者数等の報告が行われ情報共有が諮られたところでございます。また、その後令和元年度より休館をしておりますモナミホールにつきまして、日差し等で一部崩落している部分があるということから、その対応及び今後の対応性について協議が行われました。

続いて31日でございますが学校地域パートナーシップ連絡協議会を開催し、中学校区のそれぞれの事業経過を報告いただいた後、今回は奈良県教育委員会人権・地域教育課の指導主事よりご指導をいただいたところでございます。

月が替わりまして9月1日の火曜日からは第4回香芝市議会が開会されました。9月議会は令和元年度の予算執行についての決算審査が行われる決算議会でございます。教育費に係る決算額といたしましては、支出済み額が約44億2120万円で、前年度と比べまして14億500万円の増でございました。これは各幼稚園小中学校でのエアコン整備や、総合体育館のリニューアル工事など大型事業があったものの、この多様化する教育事業につきましてハード事業ソフト事業共に着実に前に進めることができている結果であると私自身も自負しているところでございます。これもひとえに委員各位また、事務局職員の皆様方のおかげであると感謝を申し上げます。一方で事務において条例の規定に基づかず執行されたものもございました。委員会事務局では事前に確認をとりながら事務執行でございましたけれども結果的には条例違反となった次第でございます。いずれにいたしましても、今回の件を教訓といたしまして今一度緊張感を持ち、再発防止に努めてまいりたいと思っております。この9月議会に関しましては後程、部長よりご報告していただきたいと思っております。

5日は香芝市の戦没者追悼式がありまして、今年度につきましてはコロナ禍の中で規模を縮小しての開催でございました。14日は定例の市内公立小中学校校長会、23日は臨時の校長会を開催いただきました。今後の行事等についての意見交換が行われたところでございます。

そして先週の25日はニコニコ挨拶運動がございました。そして午後からは10月1日付の市職員人事異動に伴う内示がございました。後程、追加議案の方でご報告をさせ

ていただきたいと思います。その後香芝市史跡整備検討委員会を開催し、今後狐井の稲荷古墳を整備するにあたりまして執権を有する先生方を委員としてお迎えをし、ご指導をいただきながら史跡指定を目指してまいりたいと思います。

そして、本日の第12回教育委員会議でございます。諸報告は以上でございます。何かご意見ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。ご質問等がないようですので日程5に進みたいと思います。

日程5(1) 香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正することについて

教育長 案件(1)議第14号「香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。只今提案になりました議第14号「香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正することについて」提案理由を申し上げます。お手元の参考資料の2ページと3ページも合わせてご覧下さい。本案は平成元年12月25日の香芝市教育委員会定例会並びに令和元年12月香芝市教育委員会定例会において、議決をいただきました香芝市総合体育館耐震及び大規模改修工事において、増設を予定しております空調設備を使用した際の使用料金の設定、また不要な付属設備の整理のために必要な規則の改正を行うものでございます。具体的な内容でございますが、参考資料の3ページをご覧ください。原稿のところでございますが、原稿の表の中の付属設備の名称で上から7つ目、柔道畳からアンダーラインをつけております下の電光掲示板のこの部分につきまして現状ございませんので削除をします。そして新たに左側の改正案でございますが、付属設備の名称の下から3行目の本館冷暖房設備一式1時間につき1800円、サブ館冷暖房設備一式1時間につき150円、それからその下の会議室の冷暖房設備のこの単位を一式、これまでは現行1台となっておりますがこの改正に伴いまして、合わせて1式という名称に変えさせていただきます。以上が改正の内容でございます。何卒慎重ご審議の上、原案承認いただきますよう、よろしくお願ひします。以上でございます。

教育長 只今の説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございますか。田中委員。

田中委員 失礼します。いくつかあります。まずは今回の議案になっている部分の冷暖房設備の件なのですが、ここで本館の場合は一式1時間につき1800円となっており、サブ館の方も一式150円となっておりますが、例えば体育館であれば6分割して使用する場合があります。またサブ館も2分割で使用する場合がありますが、その場合は、料金はどのような考え方をすればよろしいですか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼します。只今ご指摘いただきましたように確かに6分の1ということをご利用いただけます。ただ、6分の1だけということで1800円の6分の1の300円にしてもその一角で冷房というものは中々効きません。ですから申し訳ないですが、使われる方については全部つけるということできさせていただこうと思っております。

教育長 田中委員。

田中委員 そうなった場合、同時使用した時というのは、料金はどのように案分する予定でしょうか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 その件につきまして他の市町村の状況をお伺いさせていただきましたら、同じフロアで使われている方がそれぞれ相談されて中で料金を半分ずつされるなどのやり取りをされているとお聞きしましたので、実際稼働してみないとわかりませんが、利用者の中でお互いお話をさせていただいて半分ずつするとか、3分の1ずつするとか、そういう話をしていただけたらと思っております。以上でございます。

教育長 田中委員。

田中委員 少しわかりにくいといえますか、混乱をきたすのではないかと思います。例えば、私が仮に最初に体育館の予約を取りました。その時に2分の1使います。それで1800円支払いをさせていただきました。そして、後から残りの半分または3分の1を借りられた場合、私が他の利用者の方と交渉をして料金を私がいただくという解釈になるのでしょうか。

教育長 暫時休憩します。

(午前10時14分 休憩開始)

(午前10時分25 休憩終了)

教育長 休憩を解いて再開します。教育部長。

教育部長 ありがとうございます。エアコンの利用料金に関しましては、今回は選択的に使いたく使いたくないというところで今回規則の改正をさせていただいたと、他の機材を使う使わないと同じ扱いをさせていただいたところがございますが、昨今の夏場の気温の高さというようなことに関しましては熱中症を引き起こす大きな要因でもございますので、そういった中でこの規則改正で運用した後に必要と判断した場合については、改めて利用料金の設定、いわゆる条例改正というところで検討することも必要ではないかというところで考えているところがございますけれども、ひとまずは規則の中で運用させていただいて、いわゆる実態を把握した中でそういったことを検討して参りたいと考えておるところでございます。以上です。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。田中委員。

田中委員 すみません。この議案に直接の部分ではないのですが体育館のことで少し質問させていただきたいと思っております。まず、ハンドボールのことが書いてあるのですが確か2年ほど前にハンドボールの使用というのは体育館では中止することとなって、今体育館のホ

ホームページ上ではハンドボールの利用料金のことが一時的に掲載されていないのですが、これが載っているということは新たに新しくしてから体育館でハンドボールが利用できるかと解釈すればよろしいのでしょうか。そしてもう一つですが、足場等が外されて概要が見えてきましたが現在の進捗状況を合わせて報告いただきたいと思います。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。現在のハンドボールの利用ということですが、改修工事によりまして周りの本館内の壁の補強をしております、基本的にフットサルでも対応できるように改装をしております。これでまた体育協会とも協議をして、その辺り可能であればやっていければと思っております。そのため、ハンドボールについては載せております。それから現在の進捗状況についてですが80パーセント強終わっております。できましたらこのあと、またご見学いただければと思います。以上でございます。

教育長 よろしいでしょうか。田中委員。

田中委員 80パーセント進んでいるということは、ほぼ予定通りに完了するというふうに捉えてよろしいですか。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 只今おっしゃっていただきました通り12月28日にはすべて工事は完了して年明けに足場を撤去するという予定でございます。以上でございます。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。足場を撤去いたしまして、来年1月11日に成人式を行いますが、その後駐車場の整備工事も行います。現状でかなり傷んでいる駐車場、体育館側ですがその周囲がすべてきれいになります。それから体育館から市役所の駐車場に下りますところの階段ですけれども身障者用のスロープも設置する予定をしております。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。よろしいのでしょうか。他にございませんか。
ないようですので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので、原案のとおり可決いたします。

日程5 案件(2) 香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正することについて

教育長 続きまして、案件(2)議第15号「香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正することについて」を事務局より説明をお願いします。市民図書館長。

市民図書館長 失礼いたします。只今提案になりました議第15号「香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正することについて」の提案理由をご説明申し上げます。議案書の3ページ及び4ページにつきましては、本日お手元に配らせていただきました差し替え分をご覧くださいいただけますでしょうか。本案は香芝市民図書館において来館が困難な状況においても、図書館資料をご利用いただけるサービスを拡充するため香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正するものでございます。具体的には電子図書館サービス、並びに郵送等による貸し出し返却サービスを実施するためでございます。改正内容につきましては参考資料4ページから7ページの新旧対照表をご覧くださいいただけますでしょうか。今回改正するのは図書館が行う事業に関する第2条、個人の利用者と利用者登録要件に関する第8条、団体の登録に関する第9条、及び登録者等への貸出に関する第12条でございます。第2条と第9条では電子書籍の定義及びそれに伴う文言整理を、第8条では電子書籍を貸し出しできるのは、香芝市内在住、在学、在勤の方であること、第12条では電子書籍の貸出手続き、貸出冊数及び期間について内容を追加いたしました。また、第12条第3号では、登録者の内香芝市内在住者には郵送等による図書の貸出または返却を、委員会が別途定める場合を除き利用者がその費用を負担することにより行うことができるという内容を新たに決めました。これは再度休館を余儀なくされても広く市民全般に向けたサービスとして、郵送等による貸し出し返却サービスを実施するためでございます。以上で議第15号「香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正することについて」の提案理由を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議の上原案可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何かご意見・ご質問等ございますか。關野委員。

關野委員 よくわからないところがあったのですが、電子書籍はどのような内容のものですか。その辺りがわからなかったです。

教育長 市民図書館長。

市民図書館長 失礼いたします。電子書籍というのはどういうものかというご質問をいただきました。電子書籍というのは、紙の本の内容をインターネット上で読むことができるものになります。香芝市民図書館として運用しようとしているのは、まず利用者の方が直接電子図書館用のホームページにアクセスをしていただいて、そこからログインをしていただいて、自分が読みたい電子書籍を借りるという操作をいたします。そうしますと、自動的に見るためのソフトが開きまして、インターネットを通じてパソコン上やスマートフォンで本を読むことができるという仕組みになります。以上でございます。

教育長 關野委員。

關野委員 ありがとうございます。ということは自分のパソコンからできるということですね。クラウド上の形で読み、それは自分のパソコンにダウンロードはできないような状況になっているのでしょうか。できたらコピーできたりしますので、その辺りが心配でした。

教育長 市民図書館長。

市民図書館長 失礼いたします。自分のパソコン上に電子書籍をダウンロードできるのかというご質問をいただきました。今回市民図書館が導入する電子書籍のタイプはストリーミングといたしまして、インターネットに常時接続している状況で本を読んでもらうという方式になりますので、個人のパソコンやスマートフォンに電子書籍のデータをダウンロードして保存ということはできないようになっております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 どういった仕組みかわかりました。媒体が何かと思っていたのです。クラウド上から引っ張り出してきて、本を読んでいくという形なのですね。第12条の2番目で貸し出しの手続きについては必要な事項は館長が別に定めるとあり、その上に5冊以内借りられるとなっておりますが、具体的な手続きというのは別途告知されるのでしょうか。

教育長 市民図書館長。

市民図書館長 失礼いたします。第12条第2項、館長が別途定めるの詳細につきましては、電子図書館サービスを利用する際にまず図書館の利用者登録が必要なのですが、それとは別に電子図書館を使うためのIDとパスワードの発行が必要となります。その手続き方法につきましては利便性を考えて細かな変更に対応できるようにという理由で、このように館長が別途定めるというふうにさせていただいております。ゆくゆくは事務処理基準等にまとめる方向で考えております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 わかりました。こういったのがあるので私も利用したいなと思ったのですが、少し見た時にどのように利用したらいいのかわからなかったのをお聞きさせていただきました。ただ、この電子図書は内容がまだ豊富ではないですね。アニメが少し多くなっていたりや文学作品が少ないとか、今後たくさん内容が出てきて大いに活用ができれば良いなと思っています。ありがとうございます。

教育長 他にございませんか。三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。今回の電子図書の導入について非常に良いと思います。改正案についてはこのままで私の方では意義ございません。電子図書のメリットといいますと家から図書館に通えない方、また身体の不自由な方でも読書に親しんでいただくという機会をもっていただけますし、パソコンやスマートフォンでも見られますし、拡大機能というものを使えますので非常に良いかと思っております。図書館に関しましても、今まで期限が過ぎても返却がない方に督促をされていたかと思うのですが、そういったことも必要ないということですし、また本の修理も要らないということで、参考資料の8ページの2の表で香芝市の案として1000点と記載されているのですが、この1000点は今後

の目標ということで今年度中ということではないのでしょうか。あと、これからどんどん電子図書のほうを増やしていかれると思うのですが、そうした場合これまで蔵書用スペースが必要だったものがかなり少なくてすむようになるかと思うのですが、その時に空いたスペースで何か新しい図書館のスタイルであったり、例えば本に関連するようなコミュニケーションスペースやパソコンスペース、また個人的な希望なのですが、不登校の子どもたちに対する何か支援ができるようなスペース、以前ある自治体のほうで9月1日の2学期の始業式に学校に行くのがもう死にたいくらい辛かったら図書館においてという呼びかけがあったかと思うのですが、そういった子どもたちにプライバシーが保たれるような一角があればありがたいのかなと思ったりも考えております。私の方からは以上です。

教育長 市民図書館長。

市民図書館長 まず、電子図書の蔵書冊数ですが、こちらの参考資料のほうに書かせていただきました約1000点というのは今年度導入予定の冊数でございます。この先は紙の本とすみ分けを図りながら双方のバランスを考えてどちらも収集していきたいと思っております。次に電子書籍が増えていったことによってスペースが空いてそのスペースの活用ということですが、図書館のほうもふたかみ文化センターの改修工事が将来的に起こってくることはあるのですが、それに向けて図書館の在り方やそういったスペースの有効な生かし方、活用の仕方等を考えているところでございます。地域の情報拠点や、人が安心して集える場所であるような居心地のいいところ、サードプレイスというようなところも目指しておりますので、今三岡委員からいただきましたご意見も参考にさせていただいて、今後そのような活用の仕方ができるように考えて参りたいと思っております。以上です。

教育長 他にございませんか。よろしいでしょうか。

私から1点です。今年度、各学校に一人一台のタブレットを整備するようになっております。将来的な話でも結構なのですが、また学校図書と連携したような形で進めていただければと思いますので、またご検討をよろしく申し上げます。

教育長 他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切ります。本案につきましてご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますので、原案のとおり可決いたします。

本日追加議案が提出されていますが、ここでこの案件を日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、議案を追加し、審議することといたします。

追加の案件の議第16号は、人事に関する案件になりますので、秘密会として審議したいと思いますが、異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようでございますのでこの案件は秘密会とさせていただきます。傍聴人の方は、退席していただきますようお願いいたします。

(非公開部分)

教育長 休憩を解いて再開します。

日程5 (3) その他

教育長 それでは続きまして、案件(3)その他として、各課より報告があればお願いします。教育部長。

教育部長 失礼いたします。9月議会の概要について簡単にではありますがございますけれども報告をさせていただきますと思います。期間は9月1日から18日までの18日間、上程されました案件につきましては24議案に加えて追加2議案ございましたので計26議案でございました。教育委員会に関係するものでございますけれども、これにつきましては5案件、特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正にかかる先決報告が1件、財産の取得につきましてが2件、同追認の議案につきましてが1件、教育委員の同意案件が1件の計5案件ございました。9月3日に開催されました福祉教育委員会に付託された教育用パソコン1000台の財産取得の追認議案につきましては、委員の皆様方から追認という事態を招いた原因や再発防止策が示されない中では審議ができないということで継続審議となりました。改めて9月7日に同委員会を開催いただき、総務課からリスクコントロールの仕組みを構築すること、また責任の所在など職員の処分などについて10月末までに明らかにすることなどを説明し、前回一致で可決いただいた次第でございます。私どもとしましては、担当の主管が議決の必要性について気付き、法令担当者に確認しながら結果的に条例違反、追認となったことに関しましては、私部長といたしまして忸怩たる思いでございます。この事態を真摯に受け止め、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして補正予算でございますけれども、主なものとしましては小学校の給食室の空調設備整備、真美ヶ丘東幼稚園の認定こども園化に係る設計委託料の追加分、また鎌田幼稚園の敷地に小規模保育事業を誘致するための測量業務委託料、また総合体育館の駐車場舗装工事等で総額7908万2千円の増額補正を認めていただいたところでございます。また、今回は決算議会ということでございまして、教育費、予算額で申しますと52億3183万1千円、支出済み額44億2120万8千円についてご審議いただいたところでございますが、委員の皆様方からはコミュニティスクールの進捗や今後の計画、またすみれ教室の移転工事や高山台グラウンドの移転に伴っての問題点が起きていないか、またスクールカウンセラーの相談内容やいじめ件数別室登校の実態、また中学生等の大会参加における補助の対象者についての再考についてご要望もございました。さらには学童保育所の待機の状況や指定管理者に関する要望についてもこの決算委員会ではいろいろとご質問をいただいたところでございます。また、一般質問におきましては11名の質問者の内8名から教育関連に係る質問が出されました。主なものにつきましては総合プールの今後について、またコロナ禍での学校生活への影響について、自転車事故防止の取組、中学校給食センターの状況、通学路や体育施設の管理、特に指定管理者の役割についてのご質問等もあったところでございます。簡単ではありますが9月議会の概要報告とさせていただきます。

す。以上です。

教育長 ありがとうございました。只今の報告につきましてご意見ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

では、他に報告する事項はございますか。よろしいでしょうか。ないようでしたら次回の令和2年第13回教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の令和2年第13回教育委員会会議は、10月27日火曜日、午前10時の予定でお願いいたします。

關野委員 はい。

教育長 關野委員。

關野委員 夏の間にスクールバスを運行されたのですが、その様子をお聞きしたいです。また今後どのような形でいくのかということをお聞きしたいです。

教育長 教育部次長。

教育部次長 今後どのような形といたしますのは、今年夏休み期間短縮に伴った部分ということで実施をさせていただきましたので一応今年度限りの事業ということになっております。それから、実際のところは登録利用者ですけれども、今手元には詳細な数値はないのですが、100名以上の児童が自治会にはいますが、そのうち27名が登録されていて、バス2往復、日によっては1往復の送迎の時もありましたが、そのような感じで運用させていただきました。また、事故もなく無事に終了しております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 ありがとうございました。

教育長 本日の案件は全て終了いたしました。長時間にわたりまして、慎重ご審議をいただきまして、ありがとうございます。これもちまして、令和2年第12回教育委員会会議を閉会といたします。

(午前10時57分 閉会)